○農林水産省告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市一宮町福知字小ノ倉一五三九の一、一五三九の二、字熊ノ原一八二三の一五、一八二三の三〇、一八二三の三二、一八二三の三三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市一宮町東河内字岡ノ上六三八の五六、六三八の四三五、六三八の四八二、六三八の四八五、六三八の五七二、六三八の五七四、六三八の五七六から六三八の五八〇まで、六三八の五八四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海難審判所告示第一号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十五年二月十八日

広島地方海難審判所理事官　前田　昭広

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

岡山県

昭和四十五年九月三日生　岩本　基

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第八四〇〇九六〇三三三六〇号

免許証の交付年月日

平成八年八月二十二日

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一二番一〇から同村第一六地割字天拝坂四三番一まで	前	七・四〇～六八・〇〇	四・二六三	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一一・〇〇～一六一・〇〇	二・三二九	
	A	七・四〇～一一・〇〇	四・二六三	
	後	六八・〇〇～一六一・〇〇	三・九七六	
	C			

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平無番から同村第一一地割字柏木平五番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月十八日

○中部地方整備局告示第二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年二月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	鈴木　俊哉、川村　篤史、増山　敏博、山中冨美子、井上　生泰、山田　重雄、宮田　修

(2)　変更年月日

平成二十五年二月十五日

○近畿地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百七十八号　京都市西京区大枝沓掛町八番一三から同市西京区大枝沓掛町一二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月十八日

○近畿地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司